

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター京建物カルテ規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京建物カルテ基本方針に基づき、京建物カルテの作成について必要な事項を定めることを目的とする。

(京建物カルテ)

第2条 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター(以下「当財団」という。)は、次の各号に掲げる情報等を京建物カルテとして作成する。

- (1) 基礎情報 外観写真、付近見取図
- (2) 文化情報 建物の概要、由緒・沿革、建物の特徴、考察、その他
- (3) 建物情報 現況調査(こけ、下がり、雨漏り、劣化、設備・配管)

ただし、対象建物が木造でない場合、目視による現況調査には限界があるため、部分的又は作成不可となることがある。

- (4) 図面等 配置図・平面図

2 前項第2号から第4号のうち、申請者の希望により又は調査条件等によりいずれかのみで作成とすることができる。

3 第1項第4号の配置図で測量が困難な場合等は、建物周辺部の適当な敷地までとすることができる。

4 第1項第4号は、申請者の希望により、立面図を追加することができる。

(対象)

第3条 当財団は、当該建物が次の各号すべての要件に適合する建物である場合、京建物カルテを作成する。

- (1) 京都市に存する建物
- (2) 築50年以上を経過した歴史的な建物
- (3) 原則として、現在又は過去に住宅又は商いを営んでいた建物
- (4) 原則として、3階建て以下の建物
- (5) その時代の特徴を表し歴史的な価値が認められる建物、独自性に優れ意匠的な価値が認められる建物又は地域で愛されその土地固有の文化を伝承してきた建物
- (6) 著しい改変がなされておらず、建築当時の様子がよく残されている建物。ただし、改変により歴史的な価値が付加されたものは対象とする
- (7) 原則として、出入口が面する路地等の有効幅員が概ね1.2m以上ある建物

(事前相談)

第4条 京建物カルテを申請する者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類等を、当財団に提出し事前に相談を行う。

- (1) 付近見取図(建物の所在地が確認できる地図等)

(2) 建物の外観及び内観（各部屋）の写真

- 2 申請者は、原則として、当該建物の所有者のみとする。
- 3 当財団は第1項に規定する事前相談があった場合、担当者が当該建物の現地確認を行い、申請書類及び提出書類を正し、申請者に受付の可否を知らせる。
- 4 当該建物の規模、状況に応じて別表第2に基づき作成手数料を算定して申請者に提示する。

(申請)

第5条 申請者は、前条の事前相談の後に、第4条第4項で提示の作成手数料を確認の上、京建物カルテ申請書（第1号様式）と別表第1に掲げる申請手数料及び次の各号に掲げる書類等を、当財団に提出する。

(1) 3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の写し（建物）又はその内容を確認できるもの

- 2 申請者は、京建物カルテ作成に必要となる家屋内立ち入り調査に同意する。（家屋内立ち入り調査の同意・第1号様式）
- 3 申請者が、代理人による申請手続を行う場合は、代理となる者に委任し、委任状（申請手続にかかる代理について・第1号様式）を提出する。
- 4 申請者又は申請者から委任を受けた者は、申請書を提出する時に、身分証明書を提示する。

(受付)

第6条 当財団は申請を受理後、第3条の適合性の審査を行う。

(作成依頼)

第7条 当財団は、第11条第2項による答申を受け、第3条の規定に適合すると判断した場合は、京町家カルテ調査員に協力を依頼し、建物カルテの作成を行う。

(諮問)

第8条 当財団は第6条で受理した申請について、次の各号の内容を京町家カルテ規定における京町家カルテ委員会（以下、「委員会」という）に諮問する。

- (1) 第6条で受理したものが第3条に規定する適合性
- (2) 第7条で作成した京建物カルテの内容

(交付等)

第9条 当財団は第11条第2項の答申を受け、交付が認められると判断した場合は、申請者に対し京建物カルテ発行書（第2号様式）と京建物レポートを交付する。

- 2 当財団は、京建物カルテ交付時に作成手数料として第4条第4項で提示した金額を申請者から徴収する。
- 3 当財団は、第11条第2項の答申を受け、第3条の規定に適合しないと判断した場合は、申請者に京建物カルテ不適合通知書（第3号様式）を通知し、申請書に添

えられた添付書類を返却する。この場合、申請手数料は返却しない。

(個人情報)

第10条 この事業を実施するに当たり、京建物カルテ作成に従事する者及び委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 然るべき理由の元に事業上の秘密に属する事項を発表する場合は、当財団の個人情報保護規程に準じる。

第2章 審議

(委員会)

第11条 当財団は、次に掲げる各号を委員会で審議する。

- (1) 第2条に規定する情報等に関すること
- (2) 第3条に規定する対象要件に関すること
- (3) その他京建物カルテ作成事業に関し理事長が必要と認めるもの

2 委員会は当財団の諮問を受けて第8条の各号について審議し、委員長が結果について、委員会の終了後速やかに、理事長に答申しなければならない。

(報酬)

第12条 委員会の委員には、別表第3に掲げる報酬を支払うことができる。

第3章 雑則

(その他)

第13条 当財団は第9条により交付した京建物カルテを申請者、その相続人、又は建物所有者から申し出があった場合は、再度交付することができる。

2 申請者及びその相続人からの申し出による前項の規定に基づく手数料は、別表第4のとおりとする。

3 建物所有者（申請者又はその相続人以外の者）からの申し出による第1項の規定に基づく手数料は別表第5のとおりとする。

(委任)

第14条 京建物カルテの管理及び運用に関し、この規程に定めのない事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

種 別	金額（税込み）
申請手数料	5,090円

別表第2（第9条関係）

種 別	金額（税込み） 延床100㎡以下	
作成手数料	90,000円	延床面積が100㎡を超える場合は割増料金を算定。特殊な建物の場合、調査内容等状況に応じて算定
敷地が広大な場合	割増料金を算定	
遠隔地の場合	割増料金を算定	
立面図の追加	面数ごとに加算	

別表第3（第12条関係）

種 別	金額 (源泉徴収所得税控除後)
内容の審議（1件ごと）報酬	5,000円
現地確認報酬	5,000円

別表第4（第13条第2項関係）

種 別	金額（税込み）
申請者又はその相続人の申し出による再交付手数料	5,090円

別表第5（第13条第3項関係）

種 別	金額（税込み）
建物所有者（申請者又はその相続人以外の者）の申し出による再交付手数料	30,550円

京建物カルテ申請書

※
※
※
※受付日
※発行日

No.		受領印 または サイン		
ID	-			
	学区			
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	

1. 申請者について <登記事項証明書(3ヶ月以内)記載の所有者
・複数人いる場合は人数分の申請書を提出すること>

※太枠内は記入しないで下さい。

申請者名 (建物所有者)	
(申請者が法人の場合) ご担当者名	
住所	〒
連絡先	(固定電話) (携帯電話) (Eメール)

対象建物の概要 <登記事項証明書(3ヶ月以内)記載の住所地番>

所在地	〒
建築年次	[江・明・大・昭] 年
延べ面積	1階 m ² ・坪 2階 m ² ・坪 3階 m ² ・坪 合計 m ² ・坪
利用形態1	<input type="checkbox"/> 住宅 [専用・併用(概要)] <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他
利用形態2	<input type="checkbox"/> 居住中 <input type="checkbox"/> 空き家 (年)

2. 作成する情報 ※作成を希望する情報に☑チェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 文化情報	<input type="checkbox"/> 建物情報	<input type="checkbox"/> 面等(配置図・平面図)
-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------

3. 申請にあたっての確認事項

確認事項1 上記対象建物について、著しい改変(大幅な柱梁等の構造材の切除および2階(3階)増築等)がないことを確認し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 著しい改変はありません
確認事項2 発行された京建物カルテは、申請者以外の当該建物所有者(例:相続・売却等による新たな所有者)に再発行することがあります。上記について了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 再発行を了承しました
確認事項3 提示の京建物カルテ作成手数料を確認の上、申請いただくことができます。支払い済みの手数料は、返金できないことを了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 返金不可を了承しました

京建物カルテの活用について

作成した京建物カルテの内容は、京都の景観に関わる活動のために、個人を特定されない形で活用することについて説明を受け、了承しました。上記について了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 活用を了承しました
--	------------------------------------

家屋立ち入り調査の同意について

京建物カルテを作成するために必要となる家屋内立ち入り調査について同意し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 立ち入り調査に同意します
---	---------------------------------------

申請者本人が京建物カルテに関する手続きをおこなう場合は右の項目に <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 申請者本人
--	--------------------------------

代理人による申請手続きをおこなう場合は下記に申請者が氏名を署名してください。

私は、下記の者を私の代理人と定め、次の内容に関する一切の権限を委任いたします。

1. 対象建物について、京建物カルテの申請に関する一切の権限
2. 同申請について必要な書類作成権限
3. 同申請の取下げ及び受領の権限
4. 京建物カルテの受領に関する一切の権限

令和 年 月 日

申請者氏名（署名） _____ 印

※申請者が個人の場合は押印不要です。法人の場合は記名押印をお願いします。

受任者(代理人)名 <small>(受任者が法人の場合)</small> ご担当者名	見
住所	
連絡先 (固定電話 または携帯電話)	
(Eメール)	

事務局確認欄（申請者は記入しないで下さい）

※確認項目 <input type="checkbox"/> 登記（3ヶ月以内） <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 住所見取り図 <input type="checkbox"/> 身分証明書 (種別) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証書 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他	本	No. _____	
作成手数料支払い方法： <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 銀行振込 カルテ引き渡し方法： <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> レターパック			
その他 ※路地幅員、大幅な改変がされているか、郊外型古民家であるか、空き家期間が長い場合老朽具合なども確認 (路地幅員： _____)			
京町家カルテ委員会	【第8条第1号】 月 日	【第8条第2号】 月 日	
現地調査	月 日 時 分～ 時 分		
	現況診断	文化レポート	図面等

※担当

京景まち第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
理 事 長

見

京建物カルテ発行書

令和 年 月 日に受け付けました京建物カルテ申請について、添付資料のとおり発行いたします。

当該京建物の価値を理解いただき、適切な維持、管理に役立ててくださいますようお願い申し上げます。

添付物

京建物カルテ（所在地： （ID：	） ）	1
京建物カルテデータ（PDF）の CD-R		1

様

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
理 事 長

見 京建物カルテ適合通知書

令和 年 月 日に受け付けました京建物カルテ申請について、京建物カルテ規程第3条に定める対象建築物には適合しないと判定しましたので通知いたします。

所在地

本

京建物カルテ規程第3条の以下の号に適合しません

- 第1号 京都市に存する建物
- 第2号 築50年以上を経過した歴史的な建物
- 第3号 原則として、現在又は過去に住宅又は商いを営んでいた建物
- 第4号 原則として、3階建て以下の建物
- 第5号 その時代の特徴を表し歴史的な価値が認められる建物、独自性に優れ意匠的な価値が認められる建物又は地域で愛されその土地固有の文化を伝承してきた建物
- 第6号 著しい改変がなされておらず、建築当時の様子がよく残されている建物。ただし、改変により歴史的な価値が付加されたものは対象とする)
- 第7号 原則として、出入口が面する路地等の有効幅員が概ね1.2m以上ある建物)